

令和4年10月21日（金）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社原山組（所在地 長野県松本市）
に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会
竹芝記者クラブ

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ

河原 利幸 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ

小林 和生 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社原山組	長野県松本市渚4-4-2

2. 指名停止措置期間

令和4年10月21日から令和4年11月20日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和2年12月2日、長野県松本市が発注した工事において、掘削した穴の中で作業をしていた従業員が土砂の崩壊により加療約2か月を要する左足腓骨骨折等の負傷をし、4日以上休業したにもかかわらず、令和3年8月17日に至るまで所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出しなかった。

この件について、当該業者及び当時の代表取締役は労働安全衛生法違反により、各々罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の元代表取締役が労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内